2　法第六十七条第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの
二　外交又は公用の在留資格への変更を受ける者
三　公用の在留資格をもって在留する者で、在留期間の更新を受けるもの
四　前二号に準ずるものとして法務省令で定める者
3　法務大臣は、第一項第一号（イに係る部分を除く。第一号及び第五項において同じ。）又は第二号に掲げる許可を受ける者（同号に掲げる許可を受ける者にあっては、法第二十二条第二項ただし書又は第六十一条の二の十四に規定する場合に該当する者に限る。第二号において同じ。）が前項第一号に掲げる者に該当する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額に至るまで、法第六十七条第一項の手数料を減額することができる。
一　第一項第一号に掲げる許可を受ける者　一万円
二　第一項第二号に掲げる許可を受ける者　二万円
4　法務大臣は、第一項第一号に掲げる許可を受ける者が第二項第二号から第四号までに掲げる者に該当する場合には、法第六十七条第一項の手数料を免除することができる。
5　第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている中長期在留者（特定在留カードの交付を受けた者を除く。）が、法第十九条の十五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請を行った場合において、当該申請に基づき同条第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるときは、前項の規定により手数料を免除する場合を除き、当該申請に係る同条第一項第二号に掲げる申請に係る第一項第一号又は第二号に掲げる許可に係る手数料の額は、当該各号に定める額（第三項の規定により手数料を減額する場合にあっては、同項の規定による減額後の額）に第三条の三第一項に定める額を加えた額とする。
第二十五条の次に次の一条を加える。
（特定登録者カードの交付等に係る手数料の額）
第二十五条の二　法第六十七条の二及び第六十八条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　特定登録者カードの交付（再交付を除く。）　四千円
二　特定登録者カードの再交付　二千円
三　就労資格証明書の交付　二千円（当該交付の申請が電子申請により行われた場合にあっては、千六百円）
四　在留カードの交付　千九百円
五　難民旅行証明書の交付　四千八百円
第二十六条に次の一号を加える。
二十六　法第六十七条第三項に規定する権限
附則第七条第一号を次のように改める。
一　法第十九条の十五の二第二項の規定による申請（特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が行うものを除く。）又は当該申請に併せてされた同条第三項の規定による申出に基づき同条第六項又は第七項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。
（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正）
第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。
附則第三条第二号を次のように改める。
二　法第十六条の二第二項の規定による申請（特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が行うものを除く。）又は当該申請に併せてされた同条第四項の規定による申出に基づき同条第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

附　則

（施行期日）
第一条　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。
（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この政令の施行の日前にされた出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の二第二項の規定による申請（特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が行うものを除く。）又は当該申請に併せてされた同条第三項の規定による申出に基づく同条第六項又は第七項の規定による特定在留カードの交付に係る手数料の納付については、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行令附則第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三条　この政令の施行の日前にされた日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十六条の二第二項の規定による申請（特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が行うものを除く。）又は当該申請に併せてされた同条第四項の規定による申出に基づく同条第七項又は第九項の規定による特定特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付については、第二条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令附則第三条（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）
第四条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二十五号を第二十六号」を「第二十六号を第二十七号」に、「第二十四号」を「第二十五号」に改める。
（出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）
第五条　出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和七年政令第四百二十三号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項中「（入管法第二十二条第一項の規定による申請に係る部分を除く。）」を削り、「場合」を「場合（出入国管理及び難民認定法施行令第二十五条第四項の規定により手数料を免除する場合を除く。）」に、「新入管法施行令第二十五条第二項」を「同令第二十五条第五項」に、「（入管法第二十二条第一項の規定による申請を除く。）に係る新入管法施行令」を「に係る同令」に、「又は」を「（イに係る部分を除く。）又は」に、「額と」を「額（同条第三項の規定により手数料を減額する場合にあっては、同項の規定による減額後の額）と」に改める。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗